

## ●はじめに

### (1) 「水安全計画」とは

HACCPの考え方を導入し、水源から給水栓に至るすべての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するものです。

WHO（世界保健機関）が 2004 年の WHO 飲料水水質ガイドライン第 3 版において提唱し、厚生労働省においても水安全計画に基づく管理手法を国内へ導入するために「策定ガイドライン」を示しています。

**HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point ; 危害分析と重要管理点)**

原料入荷から製品出荷までのあらゆる工程において、「何が危害の原因となるのか」を明確にするとともに、危害の原因を排除するための重要管理点を重点的にかつ継続的に監視する衛生管理手法で、食品業界ではすでに導入されているものです。

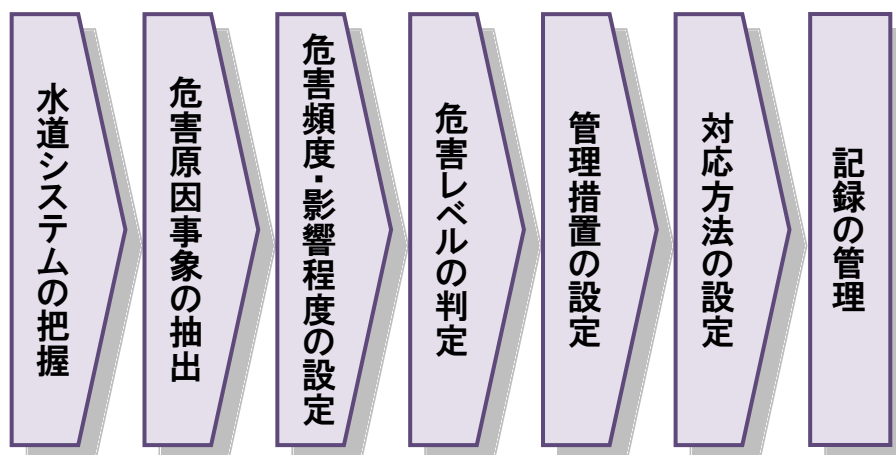
### (2) 那覇市の「水安全計画」

水道用水供給事業者である沖縄県企業局においては、水源から受水メーター（供給地点：市町村への受け渡し地点）に至る全ての水道システムで、水道水質に悪影響を及ぼすおそれのある危害原因事象を水源、取水・導水施設、浄水場、その他処理施設、送水施設ごとに把握し、未然に防止する対応の設定・構築を行い、平成 23 年度に「沖縄県企業局水安全計画」を策定し運用している状況です。

水道をとりまくこのような状況の中で、那覇市上下水道局では、受水メーター（供給地点）から給水栓に至るまでの危害の抽出と評価を行い「那覇市水道ビジョン（平成 24 年 3 月）」の中で示されている、「安心と安定のさらなる向上を目指して挑戦し続ける水道」の実現を目指し、平成 26 年 8 月に「那覇市水安全計画」を策定しました。

## ●「水安全計画」の策定

### 水安全計画策定の流れ



水安全計画は、水道に悪影響を及ぼす可能性のある要因（危害事象）を分析し、管理対応する方法をあらかじめ定めておくリスクマネジメント手法です。策定することで水道水に対する悪影響の未然防止と危害発生時の迅速な対応が可能となります。

## ●「水安全計画」の効果



## ●「水安全計画」の検証と運用

検証方法としては、検証チームを組織し、計画で定めた管理措置や監視方法、管理基準、管理基準逸脱時の対応等が、水安全計画で定めたとおり運用されていたかを検証するとともに、水質基準をクリアした安全な水を供給しているかを、監視管理記録・施設巡回記録・業務委託報告書等及び水質検査結果書等により確認を行います。

水安全計画の見直しは、検証結果に基づき、必要に応じて改定します。その方法としては、PDCAサイクル（Plan：計画 ⇒ Do：運用 ⇒ Check：検証 ⇒ Act：見直し ⇒ Plan）の考え方を適用し、継続的な改善を実施します。



### 【お問い合わせ先】

那覇市上下水道局 配水管理課

〒900-0006 那覇市おもろまち 1-1-1

電話 098-941-7806 FAX 098-941-7826